

# インフォメーション INFORMATION

○問い合わせの際は、番号を間違えないようにお願いします  
 ○HPはぐんま広報ホームページ版([https://www.pref.gunma.a.jp/cate\\_list/ct00001205.html](https://www.pref.gunma.a.jp/cate_list/ct00001205.html))をご覧ください  
 ○ファクスによる問い合わせは、県庁広報課(027-243-3600)へ



- |           |                  |                 |               |              |  |
|-----------|------------------|-----------------|---------------|--------------|--|
| <b>凡例</b> | <b>日</b> 日程・時間   | <b>休</b> 休館日    | <b>所</b> 場所   | <b>内</b> 内容  | <b>申</b> 申し込み方法など  |
|           | <b>対</b> 対象・資格   | <b>料</b> 費用     | <b>他</b> その他  | <b>申</b> 申込先 | <b>直</b> 直接・持参   |
|           | <b>問</b> 問い合わせ先  | <b>定</b> 定員(先着) | <b>抽</b> 抽選   | <b>選</b> 選考) | <b>郵</b> 郵送  |
|           | <b>受</b> 受付・申込期間 | <b>必</b> 必着     | <b>消</b> 消印有効 |              | <b>電</b> 電話  |
|           |                  |                 |               |              | <b>E</b> Eメール  |
|           |                  |                 |               |              | <b>F</b> ファクス  |
|           |                  |                 |               |              | <b>番</b> 郵便番号  |
|           |                  |                 |               |              | <b>フ</b> フリーダイヤル   |
|           |                  |                 |               |              | <b>シ</b> 電子申請受付システム( <a href="http://www.shinsei.elg-front.jp/gunma/navi/index.html">http://www.shinsei.elg-front.jp/gunma/navi/index.html</a> ) |

## 食中毒に気を付けましょう ～8月は食品衛生月間～

気温が高い夏季は、細菌を原因とした食中毒が多く発生しています。特に、肉には腸管出血性大腸菌(O157など)やカンピロバクターなどの細菌が付着していることがあります。これらの細菌を原因とする食中毒は毎年発生していて、幼児では重症化する事例もあるので注意が必要です。ただし、これらの細菌は熱に弱いので、十分加熱して食べれば、食中毒を防ぐことができます。

食中毒予防の3原則をしっかり守って、食中毒を予防しましょう。

**問** 県庁食品・生活衛生課(☎027-226-2443)

<b>食中毒予防の3原則</b>	<b>◆ 付けない</b>	<b>◆ 増やさない</b>	<b>◆ やっつける</b>
			
	調理を始める前や生の肉・魚を取り扱う前後には、丁寧に手を洗う。	生鮮食品や総菜などは、購入後できるだけ早く冷蔵庫に入れ、早めに食べる。	肉や魚だけでなく、野菜も加熱すると安全。調理器具は洗剤で洗った後、熱湯で殺菌する。

## ヘルプマーク・ヘルプカードの交付を始めます

障害がある人などが、援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせて援助を得やすくする、ヘルプマーク・ヘルプカードの交付を開始します。ヘルプマークを持っている人を見掛けたら、援助・配慮にご協力ください。

**ヘルプマーク** バッグなどに取り付け、周囲の人に援助・配慮を必要としていることを知らせます

**ヘルプカード** 医療情報や必要とする配慮の内容などを記載して携帯できます

**交付開始日** 8月20日(火)

**申し込み方法** 所定の申請用紙

**申請用紙配布場所** 市役所・町村役場、県庁障害政策課、県保健福祉事務所  
 ※ヘルプカードは、8月20日以降、**問**からも入手できます

**他** 詳しくは**問**をご覧ください

**問** 県庁障害政策課(☎027-226-2634)



ヘルプマーク(上)とヘルプカード

## 県内への移住者向けの求人を募集

県内への移住を促進するため、東京23区などから県内に移住し、要件を満たす法人に採用された人に対して、最大100万円の移住支援金を支給する制度を創設しました。この移住支援金を受給しようとする人の就業先となる求人を募集しています。

**対象法人** 資本金10億円未満、本店が東京圏にないなどの要件を満たす法人

**受** 随時

**申し込み方法** 所定の申請用紙

**他**

- ・対象法人について詳しくは「ジョブカフェぐんま」ホームページ(**HP**参照)をご覧ください ※上図から読み取れます
- ・移住支援金制度について詳しくは「ぐんま暮らし」ポータルサイト(**HP**参照)をご覧ください

**問** 県庁労働政策課(☎027-226-3408)



## 「子ども朗読大会」出場者募集

朗読を通して、読み手である子ども自身が読書の楽しさを実感するとともに、聞く子どもたちに読書の楽しさを伝えることを目的に開催します。

**日** 11月30日(土) 午後1時～4時30分

**所** 県生涯学習センター(前橋市文京町)

**対** 県内の小・中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部に在籍する児童・生徒

**定** 小学生・低学年の部、小学生・高学年の部、中学生の部 各5人  
 ※書類および録音媒体による事前審査を行います

**受** 9月2日(月)まで**問**

**申し込み方法** 在籍する学校を通して、申込用紙と朗読を録音したCD-Rを提出してください

**他** 募集要項など詳しくは、**問**を確認してください

**申・問** 県庁生涯学習課(☎027-226-4662)

## ぐんまの魅力を動画・川柳で伝えよう! FIND GUNMAコンテスト作品募集

自然や観光、グルメ、文化、各種体験など群馬の魅力を伝える動画・川柳を募集します。入賞作品は、県が行う広報やプロモーションなどに活用します。奮って応募してください。



### 【動画部門】

1分以内の作品とし、表現方法(実写、アニメ、スライドなど)は問いません

**対** 個人または団体

**賞** 最優秀賞(1点)…10万円、優秀賞(1点)…5万円、特別賞(5点)…1万円

### 【川柳部門】

五七五の俳句調を基本とします。ただし、字余り・字足らずでも構いません

**対** 個人

**賞** 最優秀賞(1点)…1万円分、優秀賞(4点)…5千円分、特別賞(10点)…2千円分

※図書カードを差し上げます

### 【共通事項】

**テーマ** 「見つけて! 教えて! ぐんまの魅力」

**受** 10月31日(木)まで**問**

**応募方法** 「FIND GUNMAコンテスト」ホームページ(**HP**参照)を確認してください

※右図から読み取れます

**他** 応募した人の中から抽選で100人にラッキー賞(冊子「おでかけ群馬」または「ぐんまちゃんボールペン」)を差し上げます

**問** 県庁広報課(☎027-897-2695)

